

# 第 1 回 城原川流域委員会

日 時：平成 1 5 年 1 1 月 1 3 日  
場 所：ルネッサンスホテル創世

# 第 1 回 城原川流域委員会

## 1. 開 会

事務局

皆様、定刻になりましたので、ただいまより第 1 回城原川流域委員会を開催いたします。  
本日の司会を承ります筑後川河川事務所調査課長の竹下と申します。本日は、よろしくお  
願いいいたします。

それでは、開会に先立ちまして、本委員会の設置者であります国土交通省並びに佐賀県よ  
りご挨拶申し上げます。

まず、国土交通省筑後川河川事務所所長の中村よりご挨拶申し上げます。

## 2. 挨 拶

中村筑後川河川事務所長

先生方の後ろから失礼いたします。

ただいま紹介のありました国土交通省九州地方整備局の筑後川河川事務所長をしており  
ます中村と申します。

本日は、ご多用の中、ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

また皆様には、本委員会の委員就任を快くお引き受けいただき、心から感謝申し上げます。

さて、皆様、ご承知のように、平成 9 年に河川法の改正が行われ、川に関する新しい計画  
制度として、「河川整備基本方針」と「整備計画」を各水系ごとに定め、これに従って河川  
整備を行うことになりました。

この新しい計画では、関係地域の住民と学識経験者の意見を聞いて、それを計画に反映さ  
せるという手続が新たに盛り込まれております。

このために、流域委員会を設置して、計画づくりを進めるという考えでございます。

本委員会では、城原川の整備について、いろいろな面からご検討いただき、1 年間を目途  
に意見書の取りまとめを行っていくように考えております。

委員の皆様方には、大変ご苦勞をおかけいたしますが、何とぞよろしくお願いいたしま  
す。

大変簡単でございますが、冒頭のご挨拶にいたします。よろしくお願いいたします。

## 事務局

続きまして、佐賀県川上副知事にご挨拶をお願いいたします。

## 川上副知事

皆さん、こんにちは。今、ご紹介いただきました佐賀県の川上でございます。

委員の先生方には、大変お忙しい中、就任を受けていただきまして、ありがとうございます。ありがとうございました。

いろんな各分野の専門の先生方に加えて、今回、各流域の市町村、流域以外もありますが、推薦いただいている委員の先生方、それと公募を行いまして、たくさんの方に公募いただきまして、人数の関係もありまして4名という形に結果的になっておりますが、総勢18名の方々が委員を引き受けていただいております。本当にありがとうございました。

これは今後議論いただくわけですが、おおむね1年ぐらいをめぐりに、しっかり議論しようということで、ちょっとハードであります。月1回ペースぐらいの感じでご審議いただくことをお願いすることになると思いますが、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

城原川流域委員会は、今、所長の方からお話がありましたように、趣旨はそういうことでごございまして、具体的に何をやるかという、城原川の川の整備をどうするかと、こういうことをしっかり議論いただきまして、それに基づいて、河川整備計画をつくと、こういうふうな流れになっております。

ここは何といいましても、城原川の議論では、何といっても城原川ダムの議論が焦点になるかと思ひます。ダムの問題は、ご案内のとおり、川の治水、利水、環境等、いろんな水の問題がありますが、それを解決する手段の一つでございまして。

これまでいろいろダムの議論がございまして、つくるかつくらないか、どちらかの議論。県はどう考えるのかと、こういうふうな議論で終始したわけでありまして、やはりこういった水の問題は、我々の生活の基本的な問題でもありますから、何のためにダムが要するのか、要らないのか。こういうことをしっかりやって、将来に悔いのない議論をぜひお願ひしたいと思っております。

これは非常に歴史的に長くなっておりまして、今日、脊振村の方もお見えですけども、30年以上、ダムを計画されてたっております。

そういった水没予定地の方々の30年のいろんな歴史もあります、思ひもありますが、しっかりした議論を我々やりまして、今後の方向づけについては、水没地の方々のためにも議論をしっかりしたいと思っておりますので、本当にお忙しくて大変だと思ひますが、最後まで十分おつき合ひいただきまして、議論をしっかりやっただけならば、幸いに存ずる次第であります。

開会に当たりまして、御礼と、今後のお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

事務局

それでは議事に入ります前に、まず資料の確認からお願いしたいと思います。お手元に資料があるかと思ひます。

まずお手元に、資料 - 1、「議事次第」と書かれてある資料、ございますでしょうか。資料 - 1というのはクリップでとめてある資料かと思ひますが、それを1枚めくりますと、資料 - 2でございます。またそれを1枚めくりますと、資料 - 3、2枚めくりまして、「スケジュール」と書かれてある資料 - 4、またそれを1枚めくっていただきまして、資料 - 5で、その次は、資料 - 7となっております。資料 - 6につきましては、「城原川の概要」という横の印刷物、こちらが資料 - 6となっております。

それから、資料 - 2（参考資料）と書かれてある資料、こちらの方も横でございます。「河川法改正の流れ」（治水・利水）と書かれてある資料、こちらがあるかと思ひます。それから、「現地調査行程」と書かれています、日時と行程が書かれてある資料、A4の2枚紙でございます。

それから、委員の皆様方には、佐賀平野の立体地図がテーブルの上にあるかと思ひます。

それから、もう1つ、お手元の資料の中に、「城原川委員会での論点、住民の意見反映方法について」と書かれていますペーパーが1枚あるかと思ひます。そこに同じく郵送用の封筒も同封されているかと思ひます。こちらの方につきましては、後ほど事務局よりご説明いたしますが、こちらの方も委員の方々だけにお配りしている資料でございます。

以上、本日の配付資料でございますが、お手元でございますでしょうか。もし不足している場合には、事務局に申しつけていただければと思ひます。

それでは、お手元の資料 - 1、「議事次第」に沿いまして、事務局の方からご説明し、進めてまいりたいと思ひます。

それでは、議事次第の3、「委員紹介」について、進めさせていただきたいと思ひます。

### 3. 委員紹介

事務局

それでは、まず委員となられた方のご紹介を事務局より行います。

本日の委員会は、予定が大変盛りだくさんであることから、事務局よりお名前を申し上げますので、大変恐縮ではございますが、お名前をお呼びする際、ご起立一礼の後、ご着席い

ただければと存じます。

お手元の資料で、4枚目資料 - 3と書かれている資料の次に、委員名簿がございます。こちらの方は五十音順になっております。この五十音順でご紹介をいたします。

それではまず、佐賀大学理工学部教授の荒牧軍治委員でございます。

佐賀短期大学教授の飯盛和代委員です。

佐賀植物友の会会長の井上英幸委員です。

佐賀県土地改良事業団体連合会専務理事の蒲地弘明委員です。

東京工業大学大学院社会理工学研究科教授、桑子敏雄委員です。

佐賀大学理工学部教授の古賀憲一委員です。

元佐賀県立博物館副館長の小宮睦之委員です。

佐賀女子短期大学人間生活学科教授、坂本美須子委員です。

続きまして、脊振村推薦委員の佐藤正治委員です。

続きまして、公募委員で、背振村からおいでいただいております実松英治委員です。

慶応義塾大学法学部教授の七戸克彦委員です。

#### 七戸委員

七戸です。来年4月から九大法学部に着任いたします。よろしくお願いたします。

#### 事務局

神埼町推薦委員の白武義治委員です。

続きまして、公募委員で、川副町からおいでいただいております竹下泰彦委員ですが、こちらにつきましては、本日欠席ということで、ご連絡をいただいております。

続きまして、同じく公募委員で千代田町からおいでいただいております藤永正弘委員です。

続きまして、同じく公募委員で、神埼町からお越しの益田学委員です。

佐賀県有明海漁業協同組合連合会専務理事の松崎治朗委員です。

元久留米大学法学部教授の宮地米蔵委員です。

皆様、ありがとうございました。

#### 4. 城原川流域委員会設立趣旨、規約について

##### 事務局

それでは、続きまして、資料 - 1の「議事次第」の方に戻りまして、4番「城原川流域委員会設立趣旨、規約について」、事務局よりご説明いたします。

まず資料 - 2をごらんいただければと思います。お手元の資料 - 1の2枚目でございます。

こちらにつきましては、資料 - 2 と、先ほど資料確認の方でご説明いたしました横の資料 - 2（参考資料）、この2つの資料でご説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、資料 - 2、「設立趣旨」の方を第1段落目から読ませさせていただきます。

「平成9年の河川法改正に伴ひ、河川管理者は、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなり、筑後川水系においては、平成15年10月2日に河川整備基本方針が策定されました。」

これにつきましては、お手元の（参考資料）にあります「河川法改正の流れ」、こちらの方が参考になるかと思ひます。

まず平成9年の「河川法改正」というのが、（参考資料）にございますように、明治29年、昭和39年、平成9年というふうに、河川法が改正される中で、平成9年、こちらの方について、治水、利水に加えて、新たに「環境」が目的に加わったということ。また、地域の意見を反映した河川整備の計画制度が導入されたこと、こちらのことを指しているところでございます。

（参考資料）の次のページをごらんいただければと思ひます。「策定に係る流れ図」と書かれております。

河川法では、長期的な河川整備の基本となるべき方針であります「河川整備基本方針」と、今後20年から30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示します「河川整備計画」から構成されております。

なお、筑後川水系では、（参考資料）にもありますとおり、本年10月に方針を策定されておりましたが、今回策定する計画となるのが河川整備計画でございます。

もう一度、資料 - 2の「設立の趣旨」の方に戻っていただきまして、2段落目の方をお読みさせていただきます。

「また、基本方針に沿って今後20～30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「河川整備計画」を定めることとなり、筑後川水系流域委員会準備会議が設立されています。」

これについて、若干のご説明をさせていただきます。

（参考資料）の3ページ目をごらんいただきます。「河川整備計画（案）の策定」とあります。先ほど「河川整備計画を定めることとなり」とありますが、こちらにつきましては、河川法によりまして、河川整備計画の策定に当たりましては、「学識経験者の意見を聞くこと」、それから「住民意見の反映を行うこと」が、法律上に盛り込まれております。

本流域委員会は、この学識経験者の意見を聞く場に該当いたします。

（参考資料）の4ページの方をごらんいただければと思ひます。こちらの方は、先ほど「設

立趣旨」に記載されておりました準備会議についての若干の説明でございます。

この「準備会議」というのは、平成 15 年 9 月 11 日に第 1 回が開催されておりますが、これは今後設置されます筑後川流域委員会のあり方や、委員選定等について提言を行うことを目的に設置されておまして、委員は、(参考資料) 4 に書かれている 5 名で構成されております。

その後、平成 15 年 10 月 8 日に第 2 回が開催されまして、その際、課題の局地性、緊急性を踏まえ、今後設置予定の「筑後川水系流域委員会」の分科会として、城原川流域委員会の早期設置がこの準備会議の場で了承されたところでございます。

また、この第 2 回の準備会議では、城原川流域委員会の一部委員を公募を実施して選定するという点について、了承をいただいたところでございます。

その後、平成 15 年 10 月 31 日に、公募審査会を開催しまして、先ほどご紹介いたしました 4 名の公募委員が選定されたところでございます。

その結果は、第 3 回の準備会議でも報告されたところでございます。

続きまして、(参考資料) の 5 枚目をごらんいただければと思います。こちらは現在、筑後川水系流域委員会準備会議で審議されている事項でございますが、流域委員会の仕組みとしまして、まず、筑後川の全体の直轄管理区間について議論を行う流域委員会がございまして、その分科会を設置する場合には、その流域委員会で承認を行うということになっております。

なお、この構成にありますとおり、分科会の設置に当たっては、「以下の条件をすべて満たす場合、分科会の設置が可能」と書いておりますが、局地的、これは単県内、いわゆる一つの県の中、また地先などの局地的な課題であり、なおかつ緊急的に結論を出す必要のある課題につきましては、分科会を設置することは可というふうな形で、今、準備会議では審議され、今のところこういう仕組みでいくことが準備会議で審議されているところでございます。

以上を踏まえまして、先ほどの資料 - 2 の「設立趣旨」の 3 段落目の方の説明をさせていただきます。

「この委員会(城原川流域委員会)は、筑後川水系流域委員会の分科会として、河川整備計画(案)の策定にあたり、河川法第 16 条の 2 第 3 項に規定する趣旨に基づき、城原川流域を対象として学識経験者としての意見を述べるとともに、関係住民の意見の反映方法について意見を述べることを目的とするものです」。

このような形で、以上、説明が長くなりましたが、以上のような設立趣旨ということで、城原川流域委員会を設置したいと考えております。

以上で、事務局から設立趣旨の説明を終わりますが、この内容について、ご質問等、ございますでしょうか。

もし質問等ございませんでしたら、この設立趣旨（案）につきまして、ご承認ということでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、拍手をもってご承認ということでお願いしたいんですが、よろしゅうございますでしょうか。

〔拍手〕

事務局

ありがとうございます。

それでは、資料 - 2 の「設立趣旨（案）」とありますが、（案）を取りまして、「設立趣旨」とさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、資料 - 3 に移らせていただきます。「城原川流域委員会規約（案）」という資料でございます。これにつきましては、他の事例を参考に作成しているものでございます。

簡単にご紹介いたしますが、第 1 条は「趣旨」につきまして。

第 2 条は、「目的」でございます。

なお、目的につきましては、先ほどご確認いたしました設立趣旨の 3 段落目と同様の内容でございます。

次に、第 3 条でございますが、こちらは「組織等」についての事項でございます。国、県が設置、運営をいたします」ということでございます。これは城原川が国管理と県管理の 2 つの管理区間を持っていることからでございます。

「任期」につきましては、1 年としております。ただ、審議の動向等もございますので、「再任を妨げないものとする」ということで設定させていただいております。

第 4 条は、「必要に応じて委員以外の方の参考意見を聞くことができる」という条項でございます。

第 5 条は、「委員会の成立」としまして、「3 分の 2 以上の出席をもって成立」ということと、「代理出席は認めず」という条件の内容でございます。

第 6 条は、委員長、副委員長の規定でありまして、「委員長は互選により選び、副委員長は委員長から指名する」とこととしております。

続きまして、1 枚めくりまして、紙の裏の方に第 7 条がございます。

第 7 条は、「委員会は、審議した内容について河川管理者に対して意見を述べる」という事項を示しております。

これは、第 2 条、先ほどの設立趣旨にもあるとおり、河川法に基づくものでございます。



第8条は、「委員会の公開方法」について、「委員会で定める」としたものでございます。  
なお、公開方法につきましては、この後の議事の中で審議する予定でございます。

第9条は、事務局。

第10条は、改正の事項、これは「三分の二以上の同意」というふうに書いております。

第11条は、雑則、これは「本規約に定めるもののほかは、委員会において定める」としたものでございます。

以上が簡単ではございますが、規約（案）の説明でございますが、これにつきまして、ご質問等はございますでしょうか。

それでは、もしよろしければ、拍手をもってご承認ということによろしゅうございますでしょうか。

〔拍手〕

事務局

それでは、議事次第、先ほどの資料 - 1の5番目に移らせていただきます。「委員長の選出および副委員長について」という事項でございます。

こちらにつきましては、先ほどご承認いただきました規約の第6条に基づきまして、委員長の選出を行いたいと思います。

なお、委員長につきましては、先ほどの規約にありますとおり、互選というふうになっておりますが、事務局として、これまで各種委員会等で委員長等の経験が豊富な荒牧委員を委員長として視野に置いて、今まで委員選定を行ったところでございますが、皆様、よろしいでしょうか。

〔拍手〕

事務局

ありがとうございます。それでは、荒牧委員、委員長として、ご了承いただけますでしょうか。

荒牧委員

はい。

事務局

ありがとうございます。それでは、荒牧委員を本委員会の委員長とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、規約の第6条の4にございます副委員長についての事項でございます。こちらは規約にありますとおり、委員長が副委員長を指名するとなっております。

荒牧委員長、副委員長の指名の方をお願いしたいんですが。

荒牧委員長

それでは、桑子委員を副委員長として指名させていただきたいと思います。

事務局

ただいま、委員長より、桑子委員に対しまして指名がございましたが、桑子委員、副委員長としてお受けいただけますでしょうか。

桑子委員

はい。お受けさせていただきます。

事務局

ありがとうございます。それでは、皆様のご協力によりまして、委員長並びに副委員長の方が決定いたしました。本当にありがとうございました。

それでは、6番、議事次第の方に移らせていただきたいと思います。この後の進行につきましては、委員長の荒牧委員にお願いしたいと思いますので、荒牧委員長、よろしくお願いいたします。

## 6. 議事次第

荒牧委員長

それでは一言ご挨拶を申し上げます。

皆さん、専門の先生方、地元によくおられる方々がたくさんおられる中で、委員長をということですが、地元の大学の教員として、これも仕事のうちかなと思い、お引き受けすることにいたします。

先ほど副知事の方からもお話がありましたけれども、1年間という短い間に、1月に1回ぐらいのペースでやってくださいということのようですが、なかなかハードな委員会だと思います。非常に難しい問題を含んでいることは、先ほどのご挨拶にあったとおりですが、非常に短期間の間に、ある種の意見の集約が求められておりますので、皆さん方のご協力をお願いしたいと思います。

また18人という、非常に多人数の構成になっておりますので、議事進行につきましては、ご協力をお願いしたいと思います。

## スケジュールについて

荒牧委員長

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。それでは「スケジュールについて」、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

それではお手元の資料の資料 - 4の方に、「城原川流域委員会スケジュール(案)」とございますので、こちらの方をごらんいただければと思います。

先ほど規約でご確認いたしましたとおり、任期が1年となっておりますが、今回のスケジュールも1年を目途に意見をまとめるものとしてございます。お手元に資料がありますが、「基本事項」と書いております。

まず、「1年を目途に意見書をまとめる」とございます。

なお、この意見書というのは、先ほどの規約に書いてありましたとおり、第7条の意見というところでございます。これも1つの事例でございますので、意見書とありますが、これについて、どういう形になるかということにつきましては、委員会の場でご審議されるということでございます。

それから、月1回の開催を基本とさせていただきたいと考えております。

スケジュール管理につきましては、事務局の方で行いたいと考えております。

また、その下の表の方を順を追ってご説明いたします。

本日の11月13日が第1回でございますが、第1回は、先ほどご審議いただきました趣旨、規約の決定が行われましたが、その後、本スケジュール。それと、この後ご審議いただきます公開方法について、ご審議いただきます。その後、現地調査等も予定しております。

なお、本日は、現地調査等もありまして、かなり過密スケジュールでございます。そのため各委員からのご意見をお聞きする時間が余りございませんので、そこで、先ほどの資料確認の方でお示しいたしました各委員からのご意見を聴取するというので、お手元の資料、様式があったかと思えます。1枚のペーパーであったかと思えますが、「城原川流域委員会での論点、住民の意見反映方法について」ということで、2つ大きな四角のあるペーパーが1枚あるかと思えます。こちらの方に論点とか、住民意見の反映方法について、ご意見をいただければと考えております。送付用の封筒も本日テーブルの上に置かせていただきましたので、こちらの方に内容を入れていただきまして、送付していただけるとありがたいと考えております。

なお、この様式はあくまでも様式でございますので、この様式にこだわらず、皆様、いろ

んな自由な用紙を使っていただいて結構でございますので、こちらの方、ご意見をいただければと思います。

このご意見につきまして、資料 - 4 の表にも、「各委員からの論点と住民意見の反映方法について意見を把握」と書いておりますが、それが先ほど説明しましたペーパー封筒に該当するものでございます。

第2回以降につきまして、各委員からの論点を踏まえ審議を進め、また住民からの意見聴取方法についても指導助言をいただきたいと考えております。

また、本日、現地調査を行います。各論点に沿った現地調査も必要ではないかと考えておりますので、今回第1回だけの現地調査だけではなくて、随時現地調査も実施していきたいと考えております。

なお、先ほどの様式でございますが、提出期限は設けておりません。早くご提出いただければ、それだけ早い回の委員会の審議、進め方等の参考とさせていただくことができますので、皆様、ご多忙とは存じますが、ご協力のほど、よろしくお願ひしたいと考えております。

それでは、資料 - 4 の方の説明に戻りますが、第2回～第5回にかけてにつきましては、並行してご審議いただいた内容を踏まえまして、公聴会等の住民意見の聴取を行いたいと考えております。これは河川法の方に「学識経験者の意見を聞く」ということと、「住民意見の反映を行うこと」、この2つの事項が書かれていることからでございます。

なお、公聴会等という表現がございますが、これはあくまで住民意見の聴取方法の例示でございます。具体的な方法につきましては、これから委員会でご審議いただきたいと考えております。

第2回から第5回とございますが、この約半年間で、城原川について、さまざまな意見を聴取し、取りまとめを行う予定でございます。

次に、来年度になりますが、来年度の第6回以降については、河川整備計画（案）についての審議に入りまして、これも住民意見を並行して聞きながら、最終的には意見として取りまとめる予定でございます。こちら意見書の取りまとめでございますが、この意見書という形につきましても、今後委員会の場でご審議いただくということで、先ほどの規約第7条の「意見」の一例でございます。

なお、本スケジュールは、議論の進捗によって変わり得るものですが、現時点では、このような流れで進めていきたいと、事務局では考えております。以上で事務局からのご説明を終わらせていただきます。

荒牧委員長

それでは、この流域委員会のスケジュール（案）につきまして、皆さん方、ご意見、ご質

問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、先ほど事務局の方からお話がありましたように、審議の経過によっては変更があり得るといふことも言われていますので、そのこともあわせて、このスケジュール（案）を承認をしていただきたいと思います。

## 審議内容の公開について

荒牧委員長

それでは引き続きまして、「審議内容の公開について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料 - 5、「城原川流域委員会の審議内容の公開について（案）」と書かれている資料をごらんいただければと思います。これについて、簡単にご説明させていただきます。

まず1.「委員会の傍聴」についてでございますが、(1)は、会場の広さが限られていることによるものですが、一般からの希望者等が傍聴することができることとしますが、会場の都合により、傍聴を制限する場合がありますということです。こういうふうに書いておりますが、基本的に傍聴はできますという事項でございます。

(2)は、「傍聴者のカメラ、ビデオ撮影及び録音は、委員長の挨拶までとします」とございます。

こちらの方は、委員会の中で、委員の方々に審議に集中していただくためのものがございます。

続きまして、2の「開催案内の方法」でございます。

これはホームページに掲載、それから「マスコミ関係者には、県政記者室を通じて案内を行います」というふうになっております。

3の「議事内容の公開」についてでございます。

こちらについては、議事内容は、「議事録」にまとめ、公開をいたします。

内容につきましては、「出席委員の確認を得た上でホームページに掲載をする」ということで、事務局としては考えております。

4の「委員会資料の公開」についてでございます。

「特定の個人、団体の利害及び重要な希少種の位置情報などにかかわるものを除き、原則公開します」ということで書いてありますが、これは個人のプライバシーにかかわるものや、環境情報は、公表によりまして種の保存に支障が生じるような内容、そういったこともあり

ますので、こういったことで書いておりますが、基本的には、原則公開ということをごここでは書いています。

委員会資料につきましては、ホームページに掲載。

国土交通省の筑後川河川事務所、佐賀県土木部河川砂防課において、資料の閲覧を可能にしたいと考えております。

5の「記者会見」についてですが、「記者会見は、必要に応じて委員長が行います」ということでございます。

6.「その他」ということで、「県民だより」「筑後川河川事務所ホームページ」「佐賀県ホームページ」「県政レポート」等を通じて、委員会での検討内容、検討状況等について、情報を提供していきたいと考えております。

以上が、審議内容の公開についての事務局（案）でございます。

荒牧委員長

審議内容の公開について、事務局（案）が示されましたが、これについて、ご意見、ご質問をお願いいたします。

桑子副委員長

公開ということで、なるべく開かれた会議にしようという趣旨が伝わってくる内容だと思うんですけども、2点だけ、確認させていただきたいと思うんです。

3番の(1)「議事内容は、「議事録」にまとめ公開します」、これはここで出された意見をなるべくそのままということでしょうか。それとも議事要旨の要約するというようなことでしょうか。その点が1点ですね。

それから、先ほど住民の意見反映方法について、後で意見を述べると、こういう資料がございました。こういう意見書というのは、公開されるんでしょうか。その2点、お願いします。

荒牧委員長

では、事務局、お願いいたします。

事務局

まず、あくまでも事務局（案）でございますので、その取り扱いについて、まさに委員会でご審議いただければと考えておりますが、まず事務局としましては、3番の「議事録」につきましては、議事要旨ではなくて、できる限り審議内容全体、できる限りそのままとさせていただきたいと思っております。

先ほどの意見の方のペーパーでございますが、公開、非公開につきましては、できれば、これはまさに各委員の方々のご意見によるものでございますので、委員会の場でご審議いた

だけるとありがたいのですが。

荒牧委員長

第3項の議事内容の公開の議事内容に示す「議事録」というのは、ここで行われた審議全体を指す。要旨ではないということによろしいですね。事務局の（案）としては、こういうふうにお考えですということと、さっき桑子先生からおっしゃられた、いわゆるここで我々が提出する意見書の取り扱いについてはどうかということについて、この2つについて、委員の皆さん方のご意見を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

まず1つずつ。最初の、前の方の話としては、ここで議論されたものについては、要旨ではなく、全体を議事内容として公開するということによろしいでしょうか。

それでは、そういう形で、事務局（案）のとおりに進めさせていただきたいと思います。

それから、先ほど桑子委員からありました我々が提出する意見の内容についてはいかがでしょうか。先ほどの趣旨から言うと、両方とも公開で構わないような気がしますけれども、皆さん方、いかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、意見書についても、もともと議事録自体が公開ですので、同じ趣旨で公開をするということで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見、あるいはご質問はありませんか。

それでは、（案）をとって、この内容で公開を行うということにしたいと思います。

それでは、引き続きまして、「城原川の概要について」及び「現地調査」の予定を事務局の方からご説明ください。

## 城原川の概要について

事務局

それでは、お手元の資料で、資料 - 6「城原川の概要」と書かれている資料、こちらの方を使いまして、ご説明をさせていただきたいと考えております。

なお、今回の「城原川の概要」というものについては、この後、現地調査に行きますので、現地調査で見ていただくポイントの確認という観点から、この概要について説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、資料 - 6の内容は、スクリーンの方でもお示ししておりますので、事務局の方はスクリーンを使いましてご説明させていただきます。スクリーンの内容は、お手元の資料 - 6と全く同じ内容のものでございます。

〔OHPによる説明〕

こちらは、皆様、ご存じのとおり、佐賀は低平地だということでございます。

こちらは、流域の概要でございますが、脊振水源としまして、北から南を下りまして、下流には佐賀江川がございますが、佐賀江川に合流するというので、こちらの方が城原川の河口といえますか、こちらは0キロでございます。

合流点から9キロ付近までが国管理でございます。その後、県で管理する区間がございます。ここは城原川ダムの調査中の地点でございますが、このように、国、県、国というふうに分かれております。

こちらは、昭和28年等の洪水被害、城原川周辺での洪水被害の写真でございます。28年の写真は、神埼橋下流、これは佐賀江川の合流点から上流7キロ付近のところでございますが、この後、バスで神埼橋も通りますが、その下流ですね。神埼橋の下流の左岸の方の当時の写真でございます。

47年、57年、こちらの方は、柴尾橋、これは下流から上流2キロ付近のところの写真でございます。

これは、先ほどの履歴でございます。

これは、昔は佐賀県で管理していた時代がございますが、昭和50年代に入りまして直轄で管理したというところの内容でございます。

「城原川の問題点」と書かれておりますが、こちらの方につきまして、本日の現地調査と関係がございますので、ご説明させていただきます。

この図は、城原川を縦に切ったと思っていただければと思います。こちらが下流、こちらが上流です。これは高さです。標高と考えていただければと思います。上流から下流に流れている。地形の形だと思っていただければと思います。

まず、本日の行程は、後ほどご説明いたしますが、上流から下流に向かって下っていくような形になります。

まず上流に、「野越し」とありますが、こちらにつきましては、成富兵庫茂安が携わったという、「野越し」という、これは堤防を低くしている箇所が点在するということがございます。こちら現場で後にご説明いたします。

次に、中流でございます。こちらにつきましては、川底が周りの周辺地盤より高い。逆に言えば川底より周辺地盤が低いということですね。天井河川という言葉がありますが、天井河川の区間でございます。

また、この区間は、独特の取水形態であります「草堰」という堰も点在しております。こちらの方も本日ごらんいただければと考えております。



それから、「お茶屋堰」という堰がございます。本日も見学いたしますが、このお茶屋堰より下流が、潮の干満の影響を受ける区間、いわゆる感潮区間という言葉がございますが、こういう潮の影響を受ける区間が下流にはございます。ここはガタ土といわれる土砂が堆積しているところでございます。

これは下流の話ですが、一度掘削しましても、このようにガタがどんどんたまっていくということで、河川管理上、難しい区間でございます。

こちらは、先ほどご説明しました天井河川です。写真上、水面を示しておりますが、このように横に引っ張りますと、宅地の高さに比べて川の方が高いというところでございます。

こちらは、模式的に示したものでございます。

このように、横から見ますと、地形上、こういったことになっておりまして、一度掘っても川の性質上、またもとに戻ろうとするという特性を説明しているところでございます。

城原川につきまして、こちらの方は環境についての事項でございますが、上流には、このような生物が生息しているということでございます。

中流には、こういった絶滅危惧種とか、こういった生物がすんでいるということでございます。

こちらは下流のガタ土の区間でございますが、このようにヨシとか、こういった生物がすんでおります。このように川にはたくさんの生物がすんでおりますので、大きな改修をした場合には、現在の河川環境が改変されるということが言えると思います。

次に、先ほど上流の方にありますとご説明いたしました「野越し」でございます。こちらの方は若干説明しますが、堤防の高さから低い箇所がございます。ここから洪水のときに、川の水位が増水しまして、ここから水が流れる。これは上から見た写真ですが、ここであふれた水が、こちらの水防林と、受堤という堤防、これを伝って水があふれていくというものでございます。これは城原川には数カ所点在しておりまして、本日の現地視察では、堤防沿いをバスに乗って走るのですが、堤防の上を走りますので、急激にガタンと低くなったら、ここは「野越し」だなと、すぐわかるかと思います。この場所も現地で見えていただく予定でございますが、最近ではこのように宅地もありまして、背後の宅地の状況もごらんいただければと思います。

こちらは宅地がふえたという写真、昔の写真と対比して示しているところでございます。本日、川沿いに行く際には、「野越し」の位置と、背後地の状況をよくごらんいただければと思います。

次は、水利用の状況でございます。こちら皆様の方がよくご存じかと思いますが、このように干拓の歴史がございます。

特に佐賀の方は、山地よりも平地の方が広いという特徴がございまして、筑後川の下流、佐賀平野につきましては、農業用水等の確保のためのさまざまな事業が行われているところでございます。

こちらは、水利用の模式図でございます。

城原川の水につきましては、さまざまな目的に利用されているということでございます。このように堰が、草堰等もございますが、青が固定堰で、赤が草堰でございますが、このようにたくさん堰がございまして、さまざまな利用がなされているところでございます。こちらの方は、水車などの利用とか、野菜や農機具等の洗浄に利用とか、消火活動のために利用とか、このようにさまざまに利用されているところでございます。

こちらは、水量の変化ですが、水量が多いときと少ないときで、こちらが上流、こちらが下流でございます。上流から下流に従って、このように水の量が少なくなっているというところが模式図でわかるかと思いますが、本日、上流と下流の川の状況をごらんいただきたいと思っておりますので、上流の水の量と、下流の水の量という、この水の量にもご注意いただきながら、ご視察いただければと考えております。

資料 - 6 の説明は、以上でございますが、続きまして、お手元に「現地調査行程」という資料があるかと思いますが、こちらの方をご説明させていただきたいと思っております。

本日、皆様にご協力いただきまして、予定より早目になっておりますので、14 時 30 分からの出発になっておりますが、若干出発時刻は早くなる可能性はありますが、今のところの予定をご説明させていただきます。

まずホテルを出発いたしまして、大体 30 分から 40 分ぐらいかけまして、仁比山公園に到着しまして、その後、下流の方に下っていく。野越し、お茶屋堰、またホテルに到着するという行程になっております。

ただ、これではちょっとわかりにくいと思っておりますので、次のページの方をごらんいただければと思います。

こちらの方は、現地調査のルートということで、左下の方が現在おりますホテルでございます。こちらを出発して、上流の方に上っていきます。上流の方に上っていきまして、広滝西と書いてあるところがありますが、ここからどんどん下流の方に下っていきます。下流の方に下っていく中で、城原川を上流から下流に下りながら、ごらんいただくということを予定しております。

車中では事務局の方から適宜ご説明させていただきたいと考えておりますが、仁比山公園で一度下車いたしまして、城原川の状況をごらんいただく。大体 10 分程度を予定しております。

その後、また下流の方に下っていきます。道路等があるなしもございますが、できるだけ川沿いを走っていこうと思っております。

その後、帰りは、野越しの方で下車していただきまして、野越し、それから周辺の状況をごらんいただければと思います。

それからまた車に乗りまして、下流の方を下っていきます。この野越しから下流の方は、ごらんいただく際は、川の中と外をよくごらんいただければと思います。ここは天井河川、それから草堰が点在している区間でございますので、そういったところも注意してごらんいただければと思います。

その後、お茶屋堰、こちらの方でまた停車いたします。このお茶屋堰より下流が、先ほどご説明いたしました感潮区間、いわゆるガタ土が堆積している区間がここより下流でございます。ちょうどここに到着する時刻のときは、干潮に当たりますので、ガタ土の堆積状況をごらんいただけるかと思っております。

ごらんいただいた後、道路事情等もございまして、ちょっと川から外れますが、一番下は、城原川の河口でございます。佐賀江川の合流点の方をご確認いただきまして、その後、ホテルの方に戻るといふ、このような行程を予定しているところでございます。

以上が、概要と現地調査の行程についての説明でございます。

荒牧委員長

ここで今、質問が何かありますでしょうか。

桑子副委員長

一言述べさせていただきます。私は東京から参っておるんですけども、佐賀県には直接のかかわりのない人間です。ただここ数年来、河川に関心を持ちまして、城原川も過去二度ほど、土地の人に案内していただいた経緯があります。

ただいまの概要のご説明ですけれども、治水、利水等で、どういう問題点があるかというご説明で、これはこれで大変まとまっていると思うんですけども、私が城原川を案内していただいたときの印象は、城原川がどんなにすばらしい川かということ歩きながら説明していただいたんですね。その城原川のいいところ、おもしろいところ、特色ですね。それをどうとらえるかということが少し書かれてないような印象がありましたので、例えば草堰とか、石堰ですね。あれも非常に歴史的な治水遺産としてすばらしいんだというふうにおっしゃる方もいらっしゃるわけで、その辺をどういうふうに評価しているかということも少し考えながら現地を見たらいいのではないかと、こういうふうに思います。

荒牧委員長

どうもありがとうございました。これからの議論の中で、先生、おっしゃったような今の

問題点の指摘が幾つかありました。同時に、城原川が持っているよいところというものの確認も少し作業としてやっていかなければいけないということだと思います。

ほかに概要について、あるいは現場の見学についてでも結構ですが、どなたか、ご質問ご意見はありませんか。

少し早目に出ることになりますが、戻ってからちょっと時間をとることができますか。それでは、現場でお考えになったこともあると思いますので、戻ってから。

白武委員

2番目に、城原川周辺でたびたび洪水被害が発生していますとして、こういった写真がありますね。昭和28年の洪水という、こういう状況がありますけれども、戦前、あるいは戦中というのは、ほとんどこういった対策というのは行われていなかったか、ある意味では当然の状況で、その後、随分いろいろ整備されたということを知っておりまして、その後は、整備された後のこういった洪水状況というのは、どうなったのかということに重点を置かれた方がいいと思ひまして、ある意味では、何と申しますか、誇張した感じをちょっと受けますので、その点。

荒牧委員長

今後の議論の中で、先生のおっしゃったことを資料としてお願いしたいと思います。

七戸委員

今のお話との関係で、データとして、治水安全度は、今どのくらいになっているのかをお聞きしたいんですが。

事務局

それでは、お手元の資料の資料-6、ページの方で申し上げますと、8ページの方ですが、これは堤防の方は、下流から上流で、できているところとできてないところがございますので、統一的に言うのはなかなか難しいんですけれども、現在の城原川の河道の流下能力というのは240m<sup>3</sup>/sと書いております。こちらの方は、安全度と申しますと、確率論的なお話になるかと思ひますけれども、確率上で申しますと、5分の1に相当するものでございます。5分の1では、ちょっとわかりにくいと思ひます。5年に1回の洪水の規模を流すことができるという意味でございます。

荒牧委員長

それでは一回戻ってきてから時間が少しとれるようでしたら、現地の中でお考えになったこと、先ほど概要で述べられたことについて、また皆さん方からご意見を文書で出していただくということを事務局で言うておりましたけど、その中に、先ほどのようなことがもしありましたら、論点として書いていただくということで、意見を表明しておいていただければ、

第2回目以降になると思います。

一回戻ってきてから時間がとれるようであれば、委員の皆さん方のご意見、あるいはご要望等ありましたら、お聞きしたいと思います。

事務局

それでは、今から現地調査の方に行きたいと思います。

ホテル入口にマイクロバスを準備しておりますので、2時15分までにバスに乗りしていただければと思います。

〔再開 4時48分〕

事務局

皆様、本当にお疲れさまでございました。それでは引き続き、議事の方を委員長の方でお願いいたします。

荒牧委員長

それでは、先ほど城原川の現況というところがあって、現場の方をごらんになって、幾つか質問とかご意見がありましたら、一、二、時間も差し迫ってまいりましたけれど、何かございますか。意見を出すのに、ぜひこれだけは聞いておきたいということがありましたら。現地をごらんになって。特にございませんでしょうか。

それでは、これで全体の審議内容は終わりました。次回の委員会の日程につきまして、確認を行いたいと思いますので、事務局の方からご説明ください。

その他

事務局

それではお手元の資料-7をごらんいただければと思います。

その前に事務局の方でご説明し忘れていた事項がありますので、そちらの方を先にご説明いたします。

先ほど、委員のご紹介をした際に、お一人、千代田町の推薦委員の佐藤悦子様につきましては、事前に欠席とのご連絡がなかったものですから、ご紹介しておりませんでした。改めてご紹介申し上げます。千代田町推薦委員の佐藤悦子様でございます。事務局の方の手違いでした。申しわけございませんでした。

それでは資料-7に移らせていただきます。次回の日程についてでございます。

次回の日程につきましては、下記のとおりということで日時が平成 15 年 12 月 18 日（木）午後 13 時 30 分から 16 時まで。場所は、佐賀市はがくれ荘でございます。

月 1 回ということで、次回も 18 日ということで 1 カ月足らずということでございます。先ほど論点やご意見等につきまして、用紙、封筒等をご用意させていただきました。それにつきまして、期限の方は設けませんが、早く提出いただければ、第 2 回の委員会の審議なり、進め方等につきまして、当事務局としても参考とさせていただくことができますので、早目に出していただければ、出していただけるだけ、次回に反映することができます。

また、18 名もの大変多いご意見をいただくことになるわけですから、第 2 回ですべてそれについてのご回答ができるかどうかというところもなかなか難しいところがございますので、そこはちゃんとご意見をいただきまして、ご回答できるものから、またご準備できるものから随時事務局としても準備させていただきまして、第 2 回以降の委員会の資料作成等の方に反映させていきたいと考えております。

事務局の方の説明は以上でございます。大変失礼いたしました。

荒牧委員長

日程はよろしいですね。それでは、今日の議題はこれでおしまいです。ほかに事務連絡はありますでしょうか。

なければ、お渡しいたしますので、よろしくをお願いします。

事務局

委員長、どうもありがとうございました。

本日、大変過密スケジュールでございましたが、皆様のご協力によりまして、ほぼ予定どおりの行程で委員会を進めさせていただくことができました。

それでは、本日の議事次第の内容は以上でございますので、これをもちまして、第 1 回、城原川流域委員会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【終わり】